

# 石川県公報

平成27年4月7日  
第12788号(火曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○退職した石川県監査委員の住所及び氏名(財政課)	1	○生活保護法に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出(同)	2
○石川県監査委員の選任(同)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術所の廃止の届出(同)	3
○県指定無形文化財保持者の認定解除及び県指定無形文化財指定の解除(文化振興課)	1	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効(薬事衛生課)	3
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定(厚生政策課)	2	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告(県民交流課)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定(同)	2	○平成27年度調理師試験公告(健康推進課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出(同)	2	○公共測量終了公告(監理課)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出(同)	2		

## 告 示

### 石川県告示第172号

平成27年4月2日付けで退職した石川県監査委員の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成27年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

金沢市下新町1-7 織田 静代  
金沢市寺地1丁目14-25 安田 慎一

### 石川県告示第173号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、平成27年4月3日石川県監査委員を次のとおり選任した。

平成27年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

識見を有する者のうちから選任した者

金沢市藤江北2丁目107番地 岡部 朋代  
金沢市西大桑町8番28号 浜田 孝

### 石川県告示第174号

県指定無形文化財の指定(平成24年石川県告示第470号)で指定した県指定無形文化財一調一管笛の保持者苅谷みねは、平成27年3月14日死亡したため、当該保持者の認定及び県指定無形文化財一調一管笛の指定は、石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)第21条第7項の規定により解除された。

平成27年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県告示第175号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
さくら寺井薬局	能美市寺井町レ107	平成27年3月1日

**石川県告示第176号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
さくら寺井薬局	能美市寺井町レ107	平成27年3月1日

**石川県告示第177号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成27年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
北本薬局	小松市千代町甲105	平成27年3月1日
訪問看護ステーション緑が丘	能美市緑が丘11-111-2	平成27年3月31日
能美根上訪問看護ステーション	能美市中町ソ76番地	平成27年4月1日

**石川県告示第178号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成27年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
北本薬局	小松市千代町甲105	平成27年3月1日
訪問看護ステーション緑が丘	能美市緑が丘11-111-2	平成27年3月31日
能美根上訪問看護ステーション	能美市中町ソ76番地	平成27年4月1日

**石川県告示第179号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成27年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
森 潤子(じゅん鍼灸整骨院)	輪島市門前町走出2の89番地1	平成27年2月28日

**石川県告示第180号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成27年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
森 潤子(じゅん鍼灸整骨院)	輪島市門前町走出2の89番地1	平成27年2月28日

**石川県告示第181号**

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成27年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 2-(2,5-ジメトキシ-4-プロピルフェニル)エタンアミン及びその塩類
- (2) 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類
- (3) 4-ヒドロキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類
- (4) 4-アセトキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類
- (5) [5-(3-フルオロフェニル)-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- (6) ナフタレン-1-イル(1-ペンチル-5-フェニル-1H-ピロール-3-イル)メタノン及びその塩類
- (7) N-ベンジル-1-(5-フルオロベンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (8) 5-クロロ-3-エチル-N-[4-(ピペリジン-1-イル)フェネチル]-1H-インドール-2-カルボキサミド及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

## 3 失効の日

平成27年4月4日

## 4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

**公 告**

## 特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成27年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 申請のあった年月日

平成27年3月24日

- 2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 石川県ユースホステル協会
- 3 代表者の氏名  
白江 亨
- 4 主たる事務所の所在地  
金沢市平和町1丁目3番1号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、青少年が簡素な野外旅行活動等によって、国内外の地理・風俗・文化・歴史・産業等の見聞を広め、自然を愛護する心を養い、自立を促すためのユースホステル運動を推進し、社会有為の青少年を育成することを目的とする。

## 平成27年度調理師試験公告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2の規定により、平成27年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成27年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 試験の日時  
平成27年10月10日（土） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験場  
金沢市角間町  
金沢大学自然科学本館
- 3 試験科目  
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
- 4 出願に関する書類の受付期間  
平成27年5月18日（月）から同年6月29日（月）まで  
（出願書類一式を調理技術技能センターへ郵送すること）
- 5 出願に関する書類の提出先  
公益社団法人調理技術技能センター  
〒103-0012  
東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階  
電話番号 03-3667-1815  
（平成27年4月7日から石川県調理師試験事務を全部委任）
- 6 その他  
出願書類の請求、詳細な点についての問合せ等は、公益社団法人調理技術技能センターへすること。

## 公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢地方務局長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年4月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 （不動産登記法第14条第1項地図作成）	平成27年1月26日から 平成27年2月27日まで	金沢市泉野・寺町・野町地区